

令和元年度 さいたま市立本太小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立本太小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

学校では“いじめは絶対に許されないもの”として、いじめが起きない学校づくりを進めていく。また、児童の意見が反映されるよう、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や「さいたま市子ども会議」や「いじめ防止シンポジウム」に参加した代表児童が、その内容を全児童に伝え具体的な取組をしていく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 5 重大事態等が予測される場合は、迅速に警察等関係機関と連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、学校地域連携コーディネーター、（さわやか相談員、スクールカウンセラー）学校評議員、PTA会長、児童委員、学区内中学校長、公民館長
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催

- ア 定例会 学期1回程度
- イ 校内委員会 生徒指導委員会と兼ねる
- ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催する

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の大成・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

ウ 学校いじめ防止基本方針の基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

計画委員会委員長、計画委員会副委員長、計画委員会書記、各委員会委員長、各クラブクラブ長、計画委員

(3) 開催

毎学期1回程度を原則に、必要に応じて開催する。

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた取り組みなどを話し合う。
- イ 話し合いの結果等を、学校や保護者等に発信する。
- ウ 取り組みや提言などを推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた児童主体の取組を推進するため、各委員会の委員長やクラブのクラブ長や計画委員が集まり話し合う。

V いじめの未然防止

1 学校いじめ防止プログラム

(1) 道徳教育の充実

①教育活動全体を通して

「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、全教職員一丸となって取り組む。

②道徳の時間を通して

「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(2) 「いじめ撲滅強化月間(6月)」の取組を通して

- 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

○校長等による講話

○「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等の指導

○学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

(3)「人間関係プログラム」を通して

①「人間関係プログラム」の授業を通して

・「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。

・「相手が元気が出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

②直接体験の場や機会を通して

・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

③「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

・各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

(4)「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

・児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

・5・6年生 6月 (特別活動)

(5)メディアリテラシー教育を通して

①「携帯・インターネット安全教室」の実施

・児童の情報活用能力の向上を図り、安全にインターネットや携帯電話などの情報端末を、正しく使う力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

・「携帯・インターネット安全教室」

5年生 1月

(6)人権教育の推進

(7)「さいたま市子ども会議」への参加

(8)「いじめ防止シンポジウム」への参加

(9)「心を潤す4つの言葉推進運動」

(10)あいさつ運動の実施

2 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許さないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとのコミュニケーションを図り、子どものささいな変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと
 - ・気づいた情報を、教職員が共有すること。
 - ・情報に基づき、迅速に組織で対応すること。
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名するなど健康状態を把握する 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの破損・落書き、机が隣と離れている、発言に嘲笑がある 等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称したからかい、いつも鬼になっている 等
 - (4) 給食：班から離れて食べている 食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられている 等
 - (5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たされている 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 4月、9月、1月（年3回以上） 必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果 学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録をとり保存する。
学年・学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
生徒指導部会や教育相談部会と連携を図り、早期発見・早期対応に心掛ける。

4 教育相談日の実施

- (1) 年10回程度、教育相談日を設定する。なお、随時受け付けていることも発信する。
- (2) 11月に教育相談週間を設定し、保護者と面談を実施する。
- (3) 保護者が相談しやすい環境を整える。
 - ① 教育相談日のお知らせを学校だよりや学年だよりで広報する。
 - ② 教育相談だよりを発行する。
 - ③ さわやか相談室との連携を深める。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施
学校公開日を活用し、学期1回程度実施する。
- (2) アンケート結果の活用
アンケート結果に応じて、迅速に児童と面談や情報確認などを行う。

面談した児童の情報や確認した情報などは、学年・学校全体で共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生主任児童委員会 7月
- (2) 本太セイフティネットワーク連絡会 6月 2月
- (3) S S N連絡会 2月
- (4) 学校評議員会、学校関係者評価委員会 7月、3月

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を集約し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、いじめの実態把握及びいじめ対策委員会等、運営・準備を進める。
- 教務主任は、把握したいじめの情報などを整理し、全教職員の提供し、会議等が円滑に実施できるように体制を整える。
- 担任は、事実の確認のため情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担任と連携し、いじめ解消に向けた取り組みをする。
- 学年主任は、担当する学年の児童から情報収集を行い、学年の教員等で情報を共有するとともに校長に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に、共通理解を図るための体制を整備する。学校地域連携コーディネーター等を中心に、関係者との連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、生徒指導主任と連携し、いじめられている子やいじめを知られた子を守り、メンタル面などの相談体制を整える。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、いじめられた子やいじめを知らせた子に寄り添い、情報収集に努める。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報または情報の提

供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
4月職員会議において、学校いじめ防止基本方針等について読み上げ周知する。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
6月、11月の学校公開等を活用し、保護者アンケートを実施して状況を確認する。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進める」
 - 授業規律や学習の決まりなどの徹底を図り、学ぶ喜びを感得する「わかる授業」を推進する。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 年度当初の早い時期、全校児童の中で、指導上配慮が必要な児童などの児童理解を図る研修を行う。
 - 夏季休業を利用して、いじめに係る演習を組み込んだ研修を行う。
 - 年度末に次年度への引き継ぎと全教職員の共通理解を目的に、全校児童の中で、指導上配慮が必要な児童などの児童理解を図る研修を行う。
- (3) 情報モラル研修
 - 児童が正しいインターネットやメールなど情報機器の活用が図れるように、教職員のモラル研修を年1回程度行う。
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ 回数 学期に1回（年3回）
 - ウ 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X P D C A サイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているか、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間は、毎学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 6月 11月 3月
 - (2) いじめ対策委員会開催時期 7月 12月 3月
 - (3) いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）
 - ・ 4月：学校いじめ防止基本方針に係る研修
 - ・ 4月：いじめの対応に係る研修（過去のいじめの事案についての共通理解含む）
 - ・ 4月：児童理解研修
 - ・ 6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

- ・ 8月：生徒指導に係る伝達研修（いじめの対応に係る演習含む）
- ・ 8月：人権教育に係る研修
- ・ 2月：児童理解研修